

はじめに

本書では、実施要領附則第2の「特例補助（その2）」及び同附則第3の「特例補助（その3）」に係る質問と回答を記載しています。

各々の要件を下表にまとめておりますので、あわせてご参照ください。

	特例補助（その2）	特例補助（その3）	関連
顔認証付きカードリーダー 申込期間	令和4年6月7日～12月31日	令和3年4月1日～令和4年6月6日	問4
特例補助該当要件			
・システム業者と契約	令和5年2月28日まで	－	問1、2
・事業完了※1	令和5年3月31日まで	－（令和5年1月31日までに運用開始）	問3、7
・運用開始	－（事業完了後すみやかに）	令和4年6月7日～令和5年1月31日	問5
・補助金申請期限	令和5年6月30日まで	令和5年6月30日まで	
・従来補助※2 交付状況	未交付の場合に限る	未交付の場合に限る	問6
補助金の算定方法	引上げ後の補助率、補助上限額で算定	従来補助※ + 引上げ後の補助との差額	

※1 事業完了：実施要領第2の1（2）の事業（マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、ネットワーク環境の整備、レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）が全て完了することをいう。

※2 従来補助：実施要領本則第3に基づく補助

（病院：補助率 1/2、上限 95.1～105 万円 診療所・大型チェーン以外の薬局：補助率 3/4、上限 32.1 万円）

特例補助（その2）について

問1 システム業者との契約に係る要件は、どのように確認するのでしょうか。契約書を交わしていない場合にはどうすれば良いのでしょうか。

（答） 補助金申請時においてポータルサイトに契約日を入力していただいたうえで、確認用の添付書類として、従来の添付書類に加えて、原則として、契約書の写しを、契約書を交わしていない場合には発注書等の写しを添付していただきます。

なお、令和5年2月28日までに事業完了したうえで補助金を申請した場合には、令和5年2月28日までに契約を締結していることが明らかであるため、確認用の契約書等の添付は省略いただいても差し支えありません。

（参考）従来の添付書類

- ①領収書（写）
- ②領収書内訳書（写）
- ③オンライン資格確認等事業完了報告書

※電子申請を行う場合は、電子化して添付してください。

※②領収書内訳書については、実施要領第2の1（2）に該当する費用であることが分かるよう、システムベンダ等に内訳及び補助対象の有無の記載を依頼してください。

※上記②～③の様式については、ポータルサイトに掲載しています。

問2 特例補助（その2）について、令和4年12月31日までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだり、令和5年2月28日までにベンダと契約しても、令和5年3月31日までに事業完了しなければ、補助金の交付を受けられないのでしょうか。

（答） 特例補助であるか否かにかかわらず、補助金の交付を受けるためには、実施要領第14に規定しており、必ず令和5年3月31日までに事業を完了し、同年6月30日までに申請いただく必要があります。

実施要領附則第2に規定する各期限は、特例を適用できる最大の期日を規定しているものです。顔認証付きカードリーダーを申し込んでから届くまでの期間はメーカーによって異なり、システム改修に要する期間はベンダによって異なりますので、規定上の各期限まで待つことなくできるだけ早期にベンダにご相談いただき、令和5年3月31日までに事業を完了できるように工期を調整してください。

問3 令和5年1月1日以降に顔認証付きカードリーダーを申し込んだ場合には、令和5年3月31日までに事業完了できたとしても、特例補助（その2）の対象とならないのでしょうか。

（答） 特例補助（その2）は、令和4年6月7日から12月31日までに顔認証付きカードリーダーを申込みいただいた医療機関等を対象とした措置であるため、令和5年1月1日以降に顔認証付きカードリーダーを申し込んだ場合には、対象となりません。

特例補助（その3）について

問4 令和3年4月1日から令和4年6月6日までに顔認証付きカードリーダーの申込みを行った保険医療機関等については、令和4年6月7日から令和5年1月31日までにオンライン資格確認の運用を開始した場合に限り、従来の補助に加えて差額補助を受けられる（ただし、既に従来の補助の交付を受けた場合を除く）とのことですが、「運用を開始」の定義は何でしょうか。

（答） 医療機関等向けポータルサイト内の「オンライン資格確認の運用開始日入力」が令和4年6月7日から令和5年1月31日までの範囲であり、かつオンライン資格確認等システムへのサーバーへの本番接続がされていることをもって「運用を開始」とします。なお、紙申請の場合は様式にも記載いただきます。

このため、書面による補助金申請を行う場合であっても、特例補助（その3）を申請する場合には、必ず医療機関等向けポータルサイト内の「オンライン資格確認の運用開始日入力」を行ってください。

問5 「運用を開始」として医療機関等向けポータルサイト内の「オンライン資格確認の運用開始日入力」に入力する日付は医療機関等がオンライン資格確認を行える状態で診療を行う初日でよいのでしょうか。

（答） ご見解のとおりです。

具体的には、自施設がオンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き【医療機関・薬局の方々へ】に示す、導入（①オンライン資格確認利用申請、②機器受取/設定、③運用テスト）及び運用準備（①受付業務等の変更点の確認、②患者向け掲示の準備（個人情報利用目的の例示等））を完了することにより、自施設を訪れた患者が実際に、健康保険法による被保険者証等として個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を利用できる環境（顔認証付きカードリーダーの活用を含む。）が整った後の最初の診療日

を入力してください。

問6 既に従来の補助の交付を受けた場合は、差額補助の対象とならないのでしょうか。

(答) 対象となりません。

その他

問7 補助事業の完了期限は、令和5年3月31日から延長されないのでしょうか。

(答) 延長の予定はありません。従来補助、特例措置ともに、補助金の交付を受けるためには令和5年3月31日までに完了いただく必要がありますので、期限内の事業実施をお願いいたします。